

令和4年度 第4回

御殿場市農業委員会総会定例会

議 事 録

御殿場市農業委員会

開催日時 令和4年7月12日(火)午後2時00分から3時00分

開催場所 御殿場市民会館 3階 第7会議室

出席委員 (30人)

1番 勝又忠好君	2番 杉山道洋君
3番 加藤由富君	4番 立道和策君
5番 岩瀬茂君	6番 勝又政昭君
7番 長田守正君	8番 坂本登志雄君
9番 伊倉ふさ子君	10番 勝亦里沙君
11番 小宮山光文君	12番 小宮山勉君
13番 鎌野博之君	14番 山崎嘉幸君
15番 芹沢重徳君	16番 勝又高君
17番 田代速夫君	18番 内田元和君
19番 鈴木政信君	20番 土屋直人君
21番 小林武治君	22番 大庭省一君
	24番 勝又保明君
25番 渡辺義文君	26番 勝又光明君
27番 杉山光利君	28番 石田澄夫君
29番 滝口恵治君	30番 杉山泰芳君
31番 林良三君	

欠席委員 (1人)

23番 勝亦康雄君

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名人の指名について
- 4 会議書記の指名について
- 5 農地法に関する報告
報 第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
報 第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 6 農地法に関する議案
議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請書の決定について
- 7 農業経営基盤強化促進法に関する議案
議案第15号 農用地利用集積計画の決定について
議案第16号 農用地利用集積計画の決定について
- 8 農業委員会に関する議案
議案第17号 令和5年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項の提出について
- 9 その他
- 10 閉 会

農業委員会事務局職員

根上 宏樹 浅水 隆司 上原 正典 遠藤 慎也

会議の概要

- 事務局長 ただ今から令和4年度第4回総会を開会いたします。
- 会長 ー会長挨拶ー
- 事務局長 ありがとうございました。
本日の出席の報告ですが、農業委員11名全員、農地利用最適化推進委員20名中19名の出席をいただいておりますので、本会議が成立することを報告します。農業委員会総会会議規則 第4条の規定により小宮山会長を議長として、進行します。
会長お願いいたします。
- 会長 これからの進行について、私が議長職を務めさせていただきます。円滑に進めるため委員の皆様にご協力をよろしくお願いいたします。
- 会長 日程3 議事録署名人の指名ですが、1番 勝又忠好委員、9番 伊倉ふさ子委員よろしくお願ひします。
- 会長 日程4 会議書記の指名ですが、遠藤書記を指名いたします。
- 会長 日程5 農地法に関する報告事項に入ります。
報第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。
- 事務局 議案書1ページをお願いします。
報第7号御殿場市農業委員会規程第11条第1項第1号の規定により、事務局長が専決したので同条第2項の規定により次のとおり報告する。令和4年7月12日報告。今月の4条の届出は2件です。

(番号1～2について内容の読み上げ)
以上で事務局からの説明を終わります。
- 会長 ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)
- 会長 報告事項でございますので、ご了承をお願いします。
- 会長 報第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について事務局より報告を求めます。

事務局

議案書 2 ページをお願いします。

報第 8 号御殿場市農業委員会規程第 1 1 条第 1 項第 1 号の規定により、事務局長が専決したので同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。令和 4 年 7 月 1 2 日報告。今月の 5 条の届出は 2 件です。

(番号 1 ～ 2 について内容の読み上げ)

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

報告事項でございますので、ご了承をお願いします。

会長

日程 6 農地法に関する議案に入ります。

議案第 1 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の決定について を議題とします。

事務局から説明を求めます。

なお、本案につきまして整理番号 2 番に議事参与の制限に該当する委員がおられますので、まず整理番号 1 番及び 3 番の審議を行い、最後に整理番号 2 を審議いたします。それでは整理番号 1 番及び 3 番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書 3 ページをお願いします。

議案第 1 4 号 次のとおり農地法第 5 条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和 4 年 7 月 1 2 日提出。今月の 5 条許可申請は 3 件です。

はじめに番号 1 と番号 3 の説明をいたします。

番号 1 (議案書の内容読み上げ) 畑 2,818 m²

転用内容は、売買による太陽光発電設備の設置です。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が 40%を超えるため、第 3 種農地に区分されます。

番号 3 (議案書の内容読み上げ) 畑 1,130 m²

転用内容は、一時転用による仮設現場事務所 2 棟、駐車場 44 台の利用です。この場所につきましては、新東名高速道路建設に伴い平成 2 9 年 9 月 1 日から令和 4 年 8 月 3 1 日まで一時転用中です。工期延長に伴い一時転用の継続となります。

農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第 2 種農地に区分されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

会長

整理番号 1 番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

1 番委員

調査日は令和4年7月4日です。調査場所は譲受人が遠方のため電話で行いました。譲渡人は自宅及び現地に行き調査を行いました。

申請内容ですが、譲渡人、譲受人共に本人申請で内容に間違いはありません。

転用理由については、土地は現在休耕状態の農地で譲渡人によると今後農業を行う見込みの無い土地で何か有効利用できないかと斡旋業者に伺い、太陽光発電事業を始めたいと考えました。長期的に見ても世代を超えて有用な資産になると思い申請することになりました。必要性は妥当だと思います。

資金については、譲受人の自己資金で対応するとのことでした。

他の権利者の同意については、他の権利者はありません。

転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことで、令和4年8月1日工事開始を予定しております。

他の法令については、御殿場市土地利用委員会の承認が下りているとのことでした。

転用面積が2,818㎡で事業目的から考えて妥当であると考えます。

周辺への影響については、雨水、排水は調整池で一時貯留後西側の市管理水路へ制限放水します。

以上でございます。

会長

続きまして整理番号3番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

29番委員

調査日は令和4年7月9日です。調査場所については、譲渡人の自宅と譲受人の現場事務所へ訪問しました。

申請行為について、本人が申請したものであり、間違いありません。

転用理由としまして、新東名高速道路工事の関連工事の現場事務所であり公共性は大きいので、必要性は妥当であります。

資金につきまして、譲受人は総合建設会社であり、単独売上高が2020年時点で1兆3982億円の企業で東京都港区に本社を置いております。資金につきましては、問題ないと思います。

他の権利者の同意ですが、近隣の農地の所有者には、用水等の同意を得ております。

転用時期ですが、当初利用期間は平成29年9月1日に着工し平成34年(令和4年)8月31日までの契約でしたが、工事遅延の為現状のまま令和4年9月1日から令和9年7月11日までの転用ということになりました。

他法令ですが、特にございませぬ。

転用面積は、1,130㎡で適正であると思います。

周辺への影響については、今まで5年間使用してございまして、近隣より苦情はありませぬでした。

以上でございます。

会長

事務局及び調査員から説明がございまして。ご意見、ご質問等ございませぬか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長 次に整理番号2番について、審議をいたします。なお本件につきましては、10番委員が申請代理人となっているため、議事参与の制限に該当する案件となります。10番委員は退席をお願いいたします。

(10番委員退席)

会長 整理番号2番について、事務局より説明を求めます。

事務局 番号2(議案書の内容読み上げ)畑 1,250㎡
転用内容は、売買による資材置場、駐車場の設置です。
農地の区分は、用途地域から500m以内にありかつ農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地に区分されます。
以上で事務局からの説明を終わります。

会長 続きまして、整理番号2番について、担当委員より調査結果の報告を求めます。

14番委員 調査日は令和4年7月4日です。調査場所は現地で行いました。
申請行為について、申請人双方とも、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。当日現場で双方に立ち会っていただきました。
転用理由として、譲渡人は、茶畑1,250㎡を耕作していましたが、父親が要介護になり本人も足に支障があつて、やむなく5年程前から管理に支障が生じ、また近くの足場仮設工事業等の譲受人が資材置場、駐車場を探していたところ、譲渡人と話がまとまり本申請地を譲り受けることとなりました。
資金については、茶の伐採、伐根、処理費等の土地整備費、砕石敷き費含め合計400万円を自己資金で対応するとのことでした。
他の権利者の同意については、平成19年に相続され翌年管轄転属により登記されており、他の権利者の関係ですが、権利設定はありません。
転用時期については、許可後すぐに着工したいとのことでした。
他法令については、都市計画法の開発許可は不要とのことでした。
転用面積は1,250㎡で事業目的から考えて適正であると考えます。
周辺への影響ですが、南側に小規模な農地がありますが、周辺は宅地と山林であり、万が一被害が発生した場合は責任をもって対応するとのことでした。
以上でございます。

会長 事務局及び調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長 全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。
10番委員は席へお戻りください。

(10番委員着席)

会長 ただ今審議した結果、本案については原案のとおり決定されましたのでご報告いたします。

会長 次に日程7 農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。
議案第15号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局 議案説明の前に議案書の訂正が一点ありますので、お伝えいたします。議案書5ページから7ページにかけてあります農用地利用集積計画申出書一覧表について訂正します。「利用権の設定を受ける者」の氏名に法人の代表者名が記載されておりました。つきましては、代表者名を記載した差替え資料をお手元にお配りいたしました。申し訳ありませんでした。

議案書4ページをお願いします。

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和4年7月12日提出。

議案書5ページの議案第15号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が7月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が14件で、面積は44,955㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号1～9 (内容読み上げ) 計34筆 36,265㎡

番号10～14 (内容読み上げ) 計11筆 8,690㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に議案第16号 農用地利用集積計画の決定について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書9ページをお願いします。

議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和4年7月12日提出。

議案書10ページの議案第16号別紙資料 農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧ください。

本議案は、公告予定日が7月13日の利用集積計画となります。

本議案における計画は農地中間管理機構の特例事業であります農地売買事業による利用集積が1件ありまして、面積は2,436.41㎡、農地を一時購入する者は静岡県農業振興公社です。

案件の説明の前に、農地売買事業について概要をご説明いたします。本日も配りした資料をご覧ください。

(資料内容説明)

それでは議案書10ページをお願いします。

番号1 (内容読み上げ) 計11筆 2,436.41㎡

本日議案第16号についてご承認いただいた場合、一度静岡県農業振興公社へ所有権を移したのち、最終的には御殿場市が斡旋する認定農業者へ所有権が移されます。御殿場市としましては、竈、川島田、萩原地先等で耕作されている認定農業者の株式会社つぼぐちファームさんを斡旋する予定であります。栽培作目は野菜の予定です。

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

会長

次に日程 8 農業委員会に関する議案を議題とします。

議案第 17 号 令和 5 年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項の提出について 事務局から説明を求めます。

事務局

議案書 11 ページをお願いします。

議案第 17 号 令和 5 年度農地利用最適化施策に関する意見及びその他農業施策に関する要望事項について、別紙のとおり提出したいので委員会の決定に附す。令和 4 年 7 月 12 日提出。

議案書 12 ページをお願いします。

本案は、皆様に 6 月の総会定例会でご提出いただいた意見及び要望事項を事務局で取りまとめたものでございます。今後の予定は、本日ご承認をいただいた後に、県農業会議に提出し、県農業会議も県内市町の要望書を取りまとめ、常設審議委員会に諮り、県知事、県議会に提出するものです。

それでは、説明いたします。

(内容説明)

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

会長

ただ今事務局より説明がございました。ご意見、質問等ございませんか。

(質問、意見等 なし)

会長

無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

会長

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

事務局

(連絡事項)

1. 農地利用状況調査について
2. 全国農業新聞記事の紹介について
3. 農業会議情報について
4. 次回総会 8月12日(金)午後2時00分
御殿場市民会館 3階 第7会議室

連絡事項は以上になります。

事務局長

委員の皆様、何か連絡事項はございますか。

(連絡事項等 なし)

それでは、以上をもちまして、令和4年度第4回総会を閉会いたします。ありがとうございました。

議 長

議事録署名人

1 番

議事録署名人

9 番
